令和２年 12 月 28 日
建退共茨城県支部

各種申請書の押印廃止について

共済契約者又は被共済者の方からご提出していただく各種申請書のうち、押印又は署名を求めていたものにつきまして、今般、政府により進められている押印を求める手続きの見直しを受け、押印（訂正印を含む。）又は証明がない場合でも、申請を受理する取扱いとなりましたのでお知らせいたします。ただし、申請の内容によっては、必要な確認をさせていただく場合があります。

建退共事業本部ホームページ掲載の各種申請書様式（ダウンロード様式）につきましては、順次新様式に更新する予定でおりますので、記入例等で詳細のご確認をお願いいたします。